式とする。ただし、沖縄電力の供給区域における三十分単位の各時間帯ごとのインバランス料金が二百円以上となる回数が、連続する七日の期間内に三十回以上となった日の翌日から、当該料金が百円以上となる回数が、連続する七日の期間内に零となった日までの期間にあっては、規則第二十七条の二第一項第二号に規定する経済産業大臣が定める額又は算式により算定した額の上限を、百円とする。

補正料金算定指数が八万キロワット未満である場合	三百円
補正料金算定指数が八万キロワット以上二十九万キロワット未満である場合	八千三百を二十一で除した値から補正料金算定指数に二百五十を乗じて二十一万で除した額を減じた値に相当する金額
補正料金算定指数が二十九万キロワット以上三十二万キロワット未満である場合	千六百を三で除した値から補正料金算定指数に五十を乗じて三万で除した値を減じた値に相当する金額
補正料金算定指数が三十二万キロワット以上である場合	零円

第六条　規則第二十七条の二第一項第四号に規定する経済産業大臣が定める額は、第五条ただし書に規定する期間にあっては百円とし、当該期間以外の期間にあっては三百円とする。

附　則

この告示は、令和八年十月一日から施行する。

○国土交通省告示第千百七十九号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）及び関係法令の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年九月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
（定義等）	
第２条　（略）	
２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	
略語	意味
協定規則第10号	協定規則第10号第７改訂版補足第２改訂版
（略）	（略）

改正前	
（定義等）	
第２条　（略）	
２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	
略語	意味
協定規則第10号	協定規則第10号第７改訂版補足改訂版
（略）	（略）